

【ID付与の対象となる施設・事業所の考え方】

児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令上明らかであり、さらに、施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による指導監督権限が及び、加えて、施設等ごとにアカウントの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令上明らか」であることの考え方

①保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等

②保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等

③保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

- ・ 保育所
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 小規模保育事業（A型・B型・C型）
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 乳児院
- ・ 病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 女性相談支援センター
- ・ 児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 一時保護施設
- ・ 預かり保育（子子法に基づくもの）
- ・ 幼保連携型以外の認定こども園
- ・ 認可外保育施設（届出をしているもの）（企業主導型保育事業を含む）（個人のベビーシッターを除く）
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業

注) ここに挙げている施設等について、データベースの活用上の差異はありません。（活用方法が異なるや、開始時期が異なるなどはありません。）